

第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）実行委員会規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）（以下「世界湖沼会議」という。）の準備及び開催・運営等を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）世界湖沼会議の開催に必要な計画の策定に関すること
- （2）世界湖沼会議の企画，準備，開催及び事後処理に関すること
- （3）その他，実行委員会の目的を達成するために必要な業務に関すること

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名以内

2 会長は、茨城県知事とする。

3 副会長は、公益財団法人国際湖沼環境委員会理事長及び生活環境部を担当する茨城県副知事とする。

4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(委員等の報酬)

第8条 委員等の報酬は別に定める。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について、審議し、決定する。

(1) 世界湖沼会議に係る基本的な計画に関すること

(2) 規約の制定及び改正に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 役員を選出に関すること

(6) 企画推進委員会への委任に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

- 5 総会は、委員等の過半数の出席をもって開催できる。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては出席したものとみなす。
- 6 会議の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する委員等による書面評決をもって、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(企画推進委員会)

- 第10条 実行委員会の円滑な運営を図るため、総会の下に企画推進委員会を置く。
- 2 企画推進委員会の委員長は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 企画推進委員会の副委員長及び委員は会長が委嘱する。
 - 4 企画推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 企画推進委員会は、次に掲げる事項について、決定する。
 - (1) 世界湖沼会議の開催の企画、立案及び運営に関する事
 - (2) 総会から委任された事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関する事
 - (5) その他、会長が必要と認める事項に関する事
 - 7 企画推進委員会は、前項の規定により決定したときは、決定した事項を次の総会に報告しなければならない。
 - 8 第7条、第8条及び前条第5項から第8項までの規定は、企画推進委員会について準用する。これらの規定中、「総会」とあるものは「企画推進委員会」と、「会長」とあるものは「委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第11条 実行委員会は、業務を円滑に推進するため、企画推進委員会の下に必要な専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、茨城県生活環境部環境対策課内に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費等)

- 第14条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。
- (1) 負担金
 - (2) 助成金
 - (3) 協賛金
 - (4) 登録料
 - (5) その他の収入

(予算及び決算)

- 第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を得て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を得て処分する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成29年3月29日から適用する。

2 初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成29年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

区分	組織	役職
会長	茨城県	知事
副会長	公益財団法人国際湖沼環境委員会	理事長
副会長	茨城県	副知事（生活環境部担当）
委員	茨城県	副知事
委員	茨城県議会	議長
委員	茨城県市長会	会長
委員	茨城県町村会	会長
委員	土浦市	市長
委員	つくば市	市長
委員	かすみがうら市	市長
委員	鉾田市	市長
委員	茨城町	町長
委員	水戸市	市長
委員	霞ヶ浦問題協議会	会長
委員	ラムサール条約登録湿地ひぬまの会	会長
委員	国土交通省水管理・国土保全局	局長
委員	環境省水・大気環境局	局長
委員	農林水産省	技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長
委員	茨城産業会議	議長
委員	霞ヶ浦漁業協同組合	代表理事組合長
委員	きたうら広域漁業協同組合連合会	代表理事組合長
委員	茨城県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長
委員	茨城県農業協同組合中央会	会長
委員	公益社団法人茨城県畜産協会	会長
委員	茨城県地域女性団体連絡会	会長
委員	茨城県女性団体連盟	会長
委員	大好きいばらき県民会議	理事長
委員	世界湖沼会議市民の会' 18	会長
委員	国立大学法人筑波大学	学長
委員	国立大学法人茨城大学	学長
委員	国立研究開発法人国立環境研究所	理事長
委員	国立研究開発法人農研機構	理事長
委員	国立研究開発法人土木研究所	理事長

委員	株式会社茨城新聞社	代表取締役社長
委員	日本放送協会水戸放送局	局長
委員	株式会社茨城放送	代表取締役社長
委員	独立行政法人水資源機構	理事長
委員	茨城県河川協会	会長
委員	世界湖沼会議企画推進委員会	委員長
監事	茨城県	会計管理者